

## 新型コロナウイルス感染症の影響に係る 雇用維持・確保等に向けた緊急要望書

京都府では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年1月13日に再び緊急事態宣言が発出され、飲食店等への営業時間短縮要請や、不要不急の外出自粛要請等の緊急事態措置を講じ、感染拡大の防止に取り組んできましたが、新規陽性者数が減少してきたことから、3月1日からは、緊急事態措置の区域から京都府が除外され、次のステージに移行しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、感染の再拡大を防ぐことが最も重要であることから、3月1日以降についても、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき外出自粛等を要請するなど、引き続き感染防止対策を講じているところです。

雇用情勢は、昨年3月以降急速に低下しており、令和2年10月に1.00倍を下回り、その後、令和3年1月は0.97倍と4ヶ月連続で1倍を下回っている中、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等の見込みは、京都府でも1,000人を超え、観光関連産業をはじめ多くの企業からは、来年度以降も影響が続けば雇用の維持が更に難しくなるといった声をお聞きしており、先行きが見通せない中、雇用情勢はより厳しい局面を迎えるのではないかと考えております。

また、本年1月の全国の雇用の状況は、対前年同月比で、正規雇用が増加したのに対し、非正規雇用は91万人の減少、うち女性が68万人を占めるなど、非正規雇用の女性に大きな影響が出ております。

このため、京都府では、解雇や雇い止め等を受けた方が収入を得ながら、訓練を通じて就職を目指す「京都未来塾事業」を実施するとともに、就労を希望する女性をスキルアップやマッチングの支援に確実につなぐ「非正規雇用女性就労促進事業」を実施するための必要な予算を今議会に提案するなど、雇用の維持と事業継続に全力で取り組んでいるところです。

つきましては、国におかれましても、令和3年度当初予算や令和2年度第3次補正予算で計上された予算（予備費を含む。）の更なる機動的な対応について、下記のとおり緊急に要望します。

### 記

#### 1 雇用維持に向けた雇用調整助成金の特例措置等の延長

雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれるまでは、現行の特例措置等の内容を維持しつつ、更なる期間の延長を図るとともに、早急に対応方針を示すこと。

また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても、併せて対象期間の延長を図るとともに、日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者等の非正規雇用労働者の方々に対して、一層の制度周知を図ること。

#### 2 産業雇用安定助成金の支援拡充等

出向による新たな分野への円滑な労働移動を支援する助成制度（産業雇用安定助成金）の申請に当たっては、出向元・出向先事業主が行う申請手続きの簡略化や、

助成額や上限額の引き上げ、高齢従業員や障害のある従業員など弱い立場の者が処遇上の不利益を被らないよう配慮を施すなど、支援内容を拡充すること。

また、出向のみならず、労働移動に繋がる手段として、兼業や副業によるマッチングを促進する都道府県独自の取組についても、財政的な支援を行うこと。

### 3 雇用創出のための基金制度の創設

地方の雇用不安を払拭するため、仕事づくり（緊急雇用創出）事業が実施できるよう、失業者への臨時的な仕事の提供に加えて、雇用維持のための仕事づくりや雇用型訓練による正規雇用への転換支援など、都道府県独自の支援策も対象とした上で、年度をまたいで柔軟に運用でき、かつリーマンショック時を上回る規模の基金制度を創設いただきたい。

### 4 女性の割合が高い非正規雇用労働者等への支援拡充

新型コロナウイルス感染症の雇用への影響が、非正規雇用労働者や派遣労働者など立場の不安定な労働者、とりわけ女性の割合が高い非正規雇用労働者に大きくでていることから、やむなく離職された女性、子育て中やひとり親の方、高齢者、障がい者などへの速やかな再就職や職業訓練などの支援と、誰もが安心して働くことができる就労環境整備やセーフティネットの拡充を図ること。

### 5 新卒学生の就職対策等について（高等学校、専門学校含む）

コロナ禍により、一部企業において、新卒者の採用計画の見直しなど、学生の就職活動への影響が生じているところであるが、「新たな就職氷河期世代」を作らないため、去る10月22日に、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省において取りまとめられた「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」について、未内定卒業生に対する大学等における学生就職支援リソースの継続的利用や東京等の若者人材の地方中堅企業等への移転支援など、早急に取組を進めるとともに、実施に当たっては、大学新卒者中心ではなく、高等学校、専門学校等の新卒者についても十分に配慮を行うこと。

また、「第2の就職氷河期世代」を作らないためには、就職後の不本意な早期退職の防止や、やむを得ず早期退職した者の速やかな再就職の支援も必要であるため、国、学校、自治体等が連携した新卒就職者の動向把握、早期離職の防止、再就職支援の仕組みを構築すること。

令和3年3月29日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

京都府知事 西脇 隆俊